

中野区立保育園における医療的ケアが必要な子どもの保育について

1 目的

保育園における保育は、保護者が就労している場合など保育を必要とする子どもに対して提供されるものであり、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指している。

中野区においても、医療的ケアの必要な子ども（以下、「医療的ケア児」という）のニーズに対し、適切な保育環境を整えて医療的ケア児の保育を推進していく。

2 受け入れ要件（安全に保育するために区民に示す条件）

対象児は、医療的ケア児のうち次の前提条件を満たしており、保育園での集団保育が可能と判断され、日々登園できる児童とする。

- (1) 病状や健康状態が安定しており、感染症の罹患によって病状が悪化する懸念が低く、集団生活で厳格な隔離を必要としない。また、一般の園児に影響を及ぼす慢性感染症を有していない。
- (2) 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立しており、事故や感染症が起こる可能性が低い。また、体調に応じて医療的ケアの内容を変えることや注入量を変更すること、体調によって薬液を吸入するなど対応が必要ではないこと。
- (3) 子どもの病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育園の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医からの情報及び適切なアドバイスを受けることができる。
- (4) 必要な医療機材、衛生用品の用意および管理は、保護者が行う。
- (5) 保育園での療育等は行わない。

3 対応可能な医療的ケアの範囲（開始当時）

- (1) 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)及び排痰介助としての定時薬液吸入・気管切開部の管理
- (2) 経管栄養(胃瘻、腸瘻、経鼻経管栄養)
- (3) 定時の導尿

4 受け入れ開始年月

令和2年4月1日より医療的ケアを適切に行える環境を整え、事業を開始する。

5 対象区立保育園

白鷺保育園、沼袋保育園

※上記2園については、比較的バリアフリー化されている施設であり、多目的室を備えていることから、専用スペースとして医療的ケア児を定員とは別枠として受け入れることが可能である。

6 1園受け入れ人数

原則1名

7 保育時間

8時30分から17時 現行の障害児に準じ、正規職員の勤務時間とする。

8 看護師の配置について

医療的ケア児を受け入れる保育園に専任の看護師を配置し、2人体制とする。

区立保育園の看護師は受け入れに必要な実技習得のため今年度中に外部研修(心身障害児総合医療療育センター主催)並びに実践研修を受講する。また、医療的ケア児を受け入れている他自治体の保育園、及び中野区子ども発達センターたんぼぼの視察を行う。なお、保育園の受け入れ開始にあたっては、慣れ保育時間を活用し、対象児に対する医療的ケアについて主治医等から実際の手技を学ぶ。

9 審査会について

医療的ケア児受け入れについては、子ども教育部の管理職、看護師、中野区医師会の医師等をメンバーとする。

審査会において、以下の内容について審査を行う。

- (1) 事前面接結果、申請書類の確認
- (2) 申込児童に関する主治医の意見書及び与薬指示書の確認
- (3) 保育所等での集団保育の可否及び医療的ケア実施の可否
- (4) 医療的ケアの実施に関する必要な事項
- (5) 医療的ケア実施状況の確認及び医療的ケア終了の検討

10 入園申し込みから入園までの流れ

入園申し込み⇒書類審査⇒面接・入園前健診⇒医療的ケア児審査会⇒判定会⇒入園決定

11 今後の見通し

令和3年度以降は、区の中央・南部地域の区立保育園で受け入れられるよう施設改修などを進める。また、現状の区立保育園では、医療的ケア児を受け入れるスペースの確保やバリアフリーの面で課題があることから、今後、区立保育園園舎建替えに合わせ医療的ケア児の保育環境を整え、計画的に受け入れ施設を整備していく。